

行田市ふるさとづくり事業（A・B・C・D事業）の選定方針について

1. 審査方法

提案されたA・B・C・D事業について、「2. 審査基準」に基づきそれぞれ審査を行う。

(1) A事業(足袋蔵等歴史的建築物改修・活用事業)

・・・提案書類及び公開プレゼンテーション(現地確認を含む)による審査

(2) B事業(行田らしいまち並みづくり事業)及びC事業(おもてなし・にぎわい創出事業)

及びD事業(市指定文化財歴史的建築物改修事業)

・・・提案書類による審査

2. 審査基準

各委員は、提案事業について、次の審査基準に基づき、審査項目ごとに「○」「△」「×」で審査(評価)を行う。

※「評価」欄

(○) ふるさとづくり事業として実施することがふさわしい提案。

(△) 事業内容を一部修正(精査)することにより、ふるさとづくり事業として実施することがふさわしい提案。

(×) ふるさとづくり事業として実施することがふさわしくない提案。

※「評価の理由」欄

「評価」欄に「△」又は「×」を記入した場合は、「評価の理由」欄に必要事項を記入する。

< A事業 >

審査項目	審査の視点	評価	評価の理由(改善点等指摘事項)
地域性	一定のエリア内(行田地区及びその周辺)に該当するか。		
施工業者	市内事業者の施工であるか。		
建築物の価値等	足袋蔵等歴史的建築物に該当するか。		
	歴史的価値を損なわない改修・改造であるか。		
団体活動・体制等	補助対象者の要件を満たしているか(市内に活動拠点を有しているか。営利を主目的とせず、政治又は宗教を目的とした活動を行ってないか)。		
	10年以上にわたって文化振興等の公益性の高いソフト事業の実施が見込めるか(1年以上の活動実績を持ち、着実な活動を展開しているか)。		
公益性	営利を主目的とした事業ではないこと。		
	事業効果が特定の者に限定されず、社会全体の利益につながるか。(専ら特定の者に限定され、公益的事業としての活用時間や期間等が著しく短くないか)。		
妥当性	事業の目的や内容がふるさとづくり事業の趣旨に合致しているか。		
	事業内容と事業費、スケジュールは妥当であるか(補助対象経費以外の費用が含まれてないか。積算額は妥当か。事業内容や実施方法は具体的に考えられているか)。		
貢献性	まちの活性化や賑わい創出が期待できるか。		
発展性	将来に向けて波及効果が期待できるか。		
その他特記事項			

<B事業>

審査項目	審査の視点	評価	評価の理由(改善点等指摘事項)
地域性	一定のエリア内(行田地区及びその周辺)に該当するか。		
施工業者	市内事業者の施工であるか。		
対象者	建物又は施設の所有者であるか。		
妥当性	事業の目的や内容がふるさとづくり事業の趣旨に合致しているか。		
	事業内容と事業費、スケジュールは妥当であるか(補助対象経費以外の費用が含まれてないか。積算額は妥当か。事業内容や実施方法は具体的に考えられているか)。		
	まち並み景観及び機能の観点から、改修の必要性が認められるか。		
公益性・貢献性	まち並み景観に貢献するか。		
その他特記事項			

<C事業>

審査項目	審査の視点	評価	評価の理由(改善点等指摘事項)
地域性	一定のエリア内(行田地区及びその周辺)に該当するか。		
施工業者	市内事業者の施工であるか。		
対象者	建物又は施設の所有者であるか。		
妥当性	事業の目的や内容がふるさとづくり事業の趣旨に合致しているか。		
	事業内容と事業費、スケジュールは妥当であるか(補助対象経費以外の費用が含まれてないか。積算額は妥当か。事業内容や実施方法は具体的に考えられているか)。		
	観光サインや休憩施設等として、市が求める基準を満たしているか。		
公益性・貢献性	おもてなし・にぎわい創出に貢献するか。		
その他特記事項			

<D事業>

審査項目	審査の視点	評価	評価の理由(改善点等指摘事項)
地域性	一定のエリア内(行田地区及びその周辺)に該当するか。		
施工業者	市内事業者の施工であるか。		
対象者	建物又は施設の所有者であるか。		
妥当性	事業の目的や内容がふるさとづくり事業の趣旨に合致しているか。		
	事業内容と事業費、スケジュールは妥当であるか(補助対象経費以外の費用が含まれてないか。積算額は妥当か。事業内容や実施方法は具体的に考えられているか)。		
	文化財保護の観点から、改修の必要性が認められるか。		
公益性・貢献性	文化財の保存及びまち並み景観に貢献するか。		
その他特記事項			

3. 委員間の意見調整

選定委員会において、それぞれの提案に対する各委員の審査結果を確認の上、委員間の意見を調整する。

4. 審査結果のとりまとめ

2. 審査基準に基づく審査及び3. 委員間の意見調整の結果を踏まえ、選定委員会としての意見集約を図るとともに、審査結果をとりまとめる。